

平成29年第2回

美幌町農業委員会総会議事録

平成29年5月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1 開催日時 平成29年5月25日(木) 午後3時から午後3時30分

2 開催場所 美幌町議会 議事堂

3 出席委員は次のとおりである。(18人)

	1番	日下	優	君	農地部会長	2番	白石	愛	君
会長職務代理者	3番	大西	政雄	君		4番	根塚	信義	君
	6番	小林	勝義	君		7番	小泉	豊和	君
振興副部長	8番	加藤	安弘	君		9番	佃	徹	君
	10番	寺本	恵二	君		12番	重清	幸良	君
	13番	木村	勝彦	君		14番	西	学	君
	15番	日並	洋	君		16番	齋藤	一男	君
農地副部長	17番	東	砂裕理	君	振興部会長	18番	千葉	正美	君
	19番	松本	訓宜	君	会 長	20番	鈴木	幸往	君

4 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井	祐二	君	総務担当主査	佐々木	鑑仁	君
総務担当	中谷	賢司	君	臨時筆生	寺田	裕子	君

議事日程

平成29年第2回美幌町農業委員会総会
平成29年5月25日 午後3時開会

- | | |
|---------------|---|
| 日 程 第 1 | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | 会務報告について |
| 日 程 第 5 報告第1号 | 第1回振興部会会議結果報告について |
| 日 程 第 6 報告第2号 | 第1回農地部会会議結果報告について |
| 日 程 第 7 報告第3号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の
要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 8 議案第2号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第 9 議案第3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第10 議案第4号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日 程 第11 議案第5号 | 現況証明願について |
| 日 程 第12 協議第1号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

	(ブザー)
議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は18名です。定足数に達しており、総会は成立していますので、只今より平成29年第2回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては、美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、議事進行につきましては、鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は、総会会議規則第21条の規定により、議長において指名致します。 議事録署名委員は、議席番号3番大西委員、同じく議席番号4番根塚委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名します。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件は、お手元に配布しております議事日程のとおり、報告3件、議案4件、協議1件となっております。朗読については、省略をさせていただきます。なお、議席番号5番中村委員、同じく議席番号11番日並一三委員、本日欠席の旨、届け出がありました。 以上で、諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は、付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますが、ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は、議案書2ページに記載のとおりであります。この中から、北見市で、開催のオホーツク農業委員会連合会総会及び地区別農業委員会会長・事務局長会議の内容について報告を致します。まず、オホーツク農業委員会連合会総会では、平成28年度の事業報告・収支決算、平成29年度の事業計画・収支予算案について原案どおり承認決定されました。また、総会の前段にはオホーツク優良農村青年の表彰式が行われ、管内からは13名が表彰を受け、本町からは、報徳の影山博哉さんと日並の野瀬辰徳さんの2名が表彰を受けました。 次に、地区別農業委員会会長・事務局長会議では、「平成30年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討」の内容と「平成29年度北海道選出国會議員要請集会」の開催と要望内容が説明され了承されました。 この会議の資料につきましては、事務局に保管してありますので、必要があればご覧いただきたいと思います。以上で会務報告を終わります。 何かご質問ありませんか。 (「なし」の声)
議長	ないようですので、「会務報告について」は、承認することに決定を致します。

議 長	日程第5、報告第1号「第1回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告のお願いを致します。
振興部会長	第1回振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。平成29年4月17日。美幌町農業委員会振興部会長千葉正美。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。1. 案件(1) 振興部会正副部会長の互選について、(2) 平成29年度振興部会所掌事務について。(3) 平成29年度農業委員会活動計画について。(4) 平成29年度道内視察研修について。2. 開催日時、平成29年4月17日(月)午後3時から午後3時40分。3. 開催場所、議会第1・第2議会控室。4. 出席者、私他計8名。事務局中谷総務担当。5. 会議結果につきましては、事務局よりお願い致します。
総務担当	会議結果について説明致します。 (1)振興部会正副部会長の互選についてですが、部会長については千葉委員を。副部会長については加藤委員を部会の中から推薦がありまして、こちらのとおり選出されております。(2)平成29年度 振興部会所掌事務についてですが、議案の参考資料1ページを部会の方でご提示致しまして、こちらの方は提案どおり承認されております。次に(3)平成29年度 農業委員会活動計画についてですが、こちら議案の参考資料2ページから7ページまでがご提案しました平成29年度の農業委員会活動計画でございます。こちらの方につきましても、提案どおり承認されております。(4)平成29年度 道内視察研修についてですが、過去の実施状況については、議案の参考資料8ページにありまして、事務局から事務局案もご提示したところございまして、先日の部会内でも視察の希望場所等も委員の方からありまして、そちらの方を事務局からご提案させていただきまして、次回の振興部会で研修内容を決定する予定でございます。説明は以上でございます。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第1号「第1回振興部会会議結果報告について」は、承認することに決定致します。
議 長	日程第6、報告第2号「第1回農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願いします。
農地部会長	第1回農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。平成29年4月17日。美幌町農業委員会農地部会長 白石 愛。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。1. 案件、(1) 部会長及び副部会長の互選について。(2) 平成29年度農地部会所掌事務について。(3) 平成29年度 農地部会事業計画(案)について。(4) 農地法確認委員の編成一覧について。2. 開催日時、平成29年4月17日(月)午後3時から午後3時30分。3. 開催場所、議会委員室。4. 出席者、私他計11名。鈴木会長、事務局佐々木総務担当主査。5. 会議結果につきましては、事務局よりお願い致します。
総務担当主査	会議結果についてご報告申し上げます。議案の8ページをご覧頂きたいと思っております。並びに参考資料の9ページをお開き頂きたいと思っております。(1) 部会長及び副部会長の互選については、部会長白石 愛委員、副部会長東 砂裕理委員がそれぞれ互選されました。(2) 平成29年度農地部会所掌事務については参考資料の9ページ、議題2に記載のとおり承認されました。(3) 平成29年度 農地部会事業計画(案)については、議案の9ページ、議題3から11ページの内容になっておりますけれども、こちらも承認されております。(4) 農地法確認委員の編成一覧については参考資料の12ページのとおり承認されました。以上でございます。
議 長	ご異議ありませんか。

		(「なし」の声)
議 長		ご異議なしと認め、報告第2号「第1回農地部会会議結果報告について」は、承認することに決定致します。
議 長		日程第7、報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
総務担当		報告第3号についてご説明致します。今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては、議案の9ページから11ページまでの8法人となっております。 内容番号1号、網走郡津別町字活汲6 柳瀬産商(株)代表取締役柳瀬輝彦。内容番号2号、網走郡美幌町字瑞治106(尙)田中農産代表取締役田中康弘。内容番号3号、網走郡美幌町字田中1156-5 (尙)アグリプロ代表取締役高橋斉。内容番号4号、網走郡大空町女満別中央228 衛アグリホ-ツ代表取締役田中悟。内容番号5号、網走郡美幌町字田中683 (尙)アグリテック代表取締役山谷朋之。内容番号6号、網走郡美幌町字報徳402-6 (尙)漆原農場取締役漆原守。内容番号7号、網走郡美幌町字報徳136 (尙)大西農場代表取締役大西宏和。内容番号8号、網走郡美幌町字田中296-11 (株)ファーム神作代表取締役神作紀夫。以上の法人については、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしていると確認致しました。以上、よろしくお願ひ致します。
議 長		ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長		ご異議なしと認め、報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定致します。
議 長		日程第8、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号1号。
総務担当		内容番号1号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧願ひます。本件は、貸付期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成29年5月26日から平成32年5月25日の3年間、利用調整日は平成29年5月1日でございます。以上の計画内容は経営面積、従事日数など農業基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。
1 番		内容番号1号につきましては、只今事務局の説明のとおりです。この案件は、貸付期間満了に伴う再貸付案件です。双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。〇〇さんは、家族4人で畑作3品を作付され意欲的に農営されておりますのでよろしくお願ひ致します。
議 長		ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長		ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。
議 長		議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。

議 長	日程第9、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。内容番号1号から2号は、関連がございますので一括上程致します。
総務担当主査	<p>今月の農地法第3条の申請は全部で5件となっております。</p> <p>内容番号1号から2号について一括ご説明致します。参考資料は17ページと19ページをご覧ください。本件は離農に伴う賃貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さんでございます。賃貸期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。まず内容番号1号についてですが、借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇他計〇〇筆、面積は〇〇㎡、土地明細につきましては議案書15ページをご覧ください。次に内容番号2号についてですが、借受人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇他計〇〇筆、面積は〇〇㎡、土地明細につきましては議案書15ページをご覧ください。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料18ページと20ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
7 番	内容番号1号から2号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇の〇〇さんが高齢により離農したため、所有農地を〇〇さんと〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で酪農経営を中心にビートを作付され、また、〇〇さんは酪農専業法人としてそれぞれ意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法3条第2項各号に該当しないことを4月23日、千葉委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	ご異議なしと認め、内容番号1号から2号は適当と認めます。内容番号3号。
総務担当主査	内容番号3号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧ください。本件は売買案件です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は、議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料22ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
9 番	内容番号3号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を隣接する〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族4人で玉ねぎ、ビートを作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法3条第2項各号要件に該当しないことを5月12日、齋藤委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。内容番号4号。

総務担当主査	<p>内容番号4号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧願います。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。本件は、〇〇さんが祖父の〇〇さんから使用貸借していた農地を、〇〇さんの死去により〇〇さんが相続したため、〇〇さんが〇〇さんに使用貸借するものです。土地の所在地は、〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案書15ページから17ページをご覧願います。賃貸期間は許可日より10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料24ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
8 番	<p>内容番号4号につきまして、只今事務局から説明のとおりでございます。〇〇さんは家族4人で小麦、馬鈴薯、ビート等を作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを4月28日、日並洋委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。 内容番号5号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号5号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧願います。本件は賃貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料26ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
15 番	<p>内容番号5号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は、〇〇さん所有の離農跡地を〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族2人で畑作3品を作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月8日、加藤委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号1号。</p>

総務担当主査	内容番号1号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇内、面積は〇〇㎡、農地区分は農業振興地域農用地区域内1種でございます。転用目的は農舎建築で計画の概要は土地造成〇〇㎡、施設建築〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から平成29年10月31日までを予定しております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
8 番	内容番号1号につきましては、只今事務局より説明のとおりです。この案件は、〇〇さんが規模拡大のため、新しい農舎が必要になったことから住宅に隣接する農地を転用し農舎を建設するものです。申請地は他の農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものと4月28日日並 洋委員と現地確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。
議 長	日程第11、議案第5号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号1号。
総務担当主査	内容番号1号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧ください。願出人及び土地所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。申請理由は土地目変更登記のため、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
18 番	内容番号1号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この土地は、現在の住宅地に隣接する位置にあり、以前から宅地の一部として使用しており、今回住宅を建設するために分筆したものです。4月24日に小泉委員、根塚委員と私で確認しましたのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。 議案第5号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定致します。
議 長	日程第12、協議第1号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。
総務担当主査	協議第1号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧ください。本件は、5月10日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、農業振興地域整備計画の変更を行うため、意見を求められたもので用途区分変更1件でございます。用途区分変更1ですが、先に農地法第4条転用許可申請でご審議頂いた議案第4号、内容番号1号の申請箇所でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地所有者は〇〇の〇〇さ

んでございます。土地の所在地は〇〇内、面積は〇〇㎡でございます。事業目的は農舎建築のためでございます。今後の予定ですが、総会後に当委員会から町に意見書を提出致します。町は北海道に進達後、回答を得て決定、告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、協議第1号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は、適当と認めることに決定致します。

議 長 以上で、全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして、第2回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議 長 ご苦勞様でした。

閉会 午後3時30分